

秋田県地方独立行政法人評価委員会における法人ヒアリング
の取扱いについて（案）

1 趣 旨

秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の調査審議のために実施する法人ヒアリングの取扱いについて、より一層率直な意見交換が行われるよう、次のとおり定めるものとする。

2 法人ヒアリングの取扱い

（1）法人からの出席者について

法人ヒアリングへの法人からの出席者については、補助者を含め7名以内とし、あらかじめ、法人に対して名簿の提出を求めるものとする。

また、補助者については、委員会の出席者名簿に記載しないものとする。

（2）発言（説明・回答）を認める者について

法人ヒアリングにおける法人からの発言については、出席者名簿に記載されている者に限り認めるものとする。